

鈴鹿市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第6号

鈴鹿市会計規則等の一部を改正する規則

(鈴鹿市会計規則の一部改正)

第1条 鈴鹿市会計規則(昭和39年鈴鹿市規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(支出の原則) 第24条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を待つてこれをしなければならない。ただし、やむを得ない理由により請求書の提出を求めることができないもの <u>にあつては</u> <u>支出の調書をもつて、口座自動振替払(債権者が指定した日に、債権者の請求金額を指定金融機関等が市の預金口座から債権者の預金口座に自動的に振り替えて支払をすることをいう。以下同じ。)</u> により支払をする <u>公共料金(電気料金、水道料金(下水道使用料を含む。))その他これらに類する料金のうち、その支払が定期的に行われるものをいう。以下同じ。)</u> にあつては <u>口座振替請求情報(公共料金に係る請求の口座振替の情報を記録した電磁的記録又は文書をいう。以</u>	(支出の原則) 第24条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を待つてこれをしなければならない。ただし、やむを得ない理由により請求書の提出を求めることができないもの <u>について</u> <u>は、支出の調書をもつてこれに代えることができる。</u>

下同じ。)をもってこれに代えることができる。

(小切手の振出し)

第28条 会計管理者は、支出命令を受けたものについて支払をしようとするときは、小切手を振り出し、受取人から領収書を徴しなければならない。ただし、第31条、第34条及び第35条の場合においては、受取人の領収に代えて、指定金融機関等の領収印を徴しなければならない。

## 2 略

(現金払)

第30条 会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があつたときは、第28条の規定にかかわらず、債権者に支払通知書を交付し、指定金融機関等に支出命令書を送付して、当該指定金融機関等に現金の支払をさせなければならない。ただし、会計管理者が特に必要と認めるときは、自己を受取人とする小切手を振り出し、指定金融機関等から資金を引き出した上、現金で小口の支払をすることができる。

2 指定金融機関等は、債権者から支払通知書の提示を受けたときは、前項本文の規定により送付された支出命令書と照査の上、債権者に対し、当該支払通知書と引換えに現金を支払い、領収書を徴しなければならない。

3 会計管理者は、指定金融機関等に現金で支払をさせたときは、当該支払に係る1日分

(小切手の振出し)

第28条 会計管理者は、支出命令を受けたものについて支払をしようとするときは、小切手を振り出し、受取人から領収書を徴しなければならない。ただし、第31条及び第34条の場合においては、受取人の領収に代えて、指定金融機関等の領収印を徴しなければならない。

## 2 略

(現金払)

第30条 会計管理者は、債権者から現金による支払の申出があつたときは、第28条の規定にかかわらず、債権者に支払通知書を交付し、指定金融機関に支出命令書を送付して、当該指定金融機関に現金の支払をさせなければならない。ただし、会計管理者が特に必要と認めるときは、自己を受取人とする小切手を振り出し、指定金融機関から資金を引き出した上、現金で小口の支払をすることができる。

2 指定金融機関は、債権者から支払通知書の提示を受けたときは、前項本文の規定により送付された支出命令書と照査の上、債権者に対し、当該支払通知書と引換えに現金を支払い、領収書を徴しなければならない。

3 会計管理者は、指定金融機関に現金で支払をさせたときは、当該支払に係る1日分

<p>分の支払合計額を券面とする小切手を、<u>当該指定金融機関等</u>を受取人として振り出さなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>(口座自動振替払)</u></p> <p><u>第35条 会計管理者は、第28条の規定にかかわらず、口座振替請求情報を受け、公共料金を口座自動振替払により支払をすることができる。</u></p>	<p>の支払合計額を券面とする小切手を、<u>当該指定金融機関</u>を受取人として振り出さなければならない。</p> <p>4 略</p> <p><u>第35条 削除</u></p>
--	--

(鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第2条 鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年鈴鹿市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>口座振替請求情報 鈴鹿市会計規則(昭和39年鈴鹿市規則第17号)第24条に規定する口座振替請求情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>口座自動振替払 鈴鹿市会計規則第24条に規定する口座自動振替払をいう。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>



改正後

別表第1（第24条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1～9 略	略	略	略	略
10 需用費 (1) 略 (2) 光熱水費  (3)・(4) 略	略 請求のあつたとき  略	略 請求のあつた金額  略	略 請求書（口座振替請求情報）  略	略 <u>公共料金の口座自動振替払による支払は、括弧書によることができる。</u>  略
11～27 略	略	略	略	略

改正前

別表第1（第24条関係）

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1～9 略	略	略	略	略
10 需用費				
（1） 略	略	略		
（2） 光熱水費	請求のあつたとき	請求のあつた金額	請求書	
（3）・（4） 略	略	略	略	
11～27 略	略	略	略	略

(鈴鹿市行政組織規則の一部改正)

第3条 鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(会計管理者の補助組織)	(会計管理者の補助組織)
第6条 略	第6条 略
2～4 略	2～4 略
5 会計課の事務分掌概目は、次のとおりとする。	5 会計課の事務分掌概目は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 小切手の振出し（ <u>指定金融機関及び指定代理金融機関への通知</u> ）に関すること。	(3) 小切手の振出し（指定金融機関への通知）に関すること。
(4) 略	(4) 略
(5) <u>鈴鹿市会計規則（昭和39年鈴鹿市規則第17号）第35条に規定する口座自動振替払による公共料金の支払に関すること。</u>	(5)～(7) 略
(6)～(8) 略	(8) 指定金融機関及び収納代理金融機関の公金出納事務の検査に関すること。
(9) <u>指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金出納事務の検査に関すること。</u>	(9)～(12) 略
(10)～(13) 略	

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。